令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第54号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則(平成8年岩手県規則第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1・2 [略]	1・2 [略]
3 条例附則第3項の規定により入学検定料、入学料又は寄宿	3 条例附則第3項の規定により入学検定料、入学料又は寄宿
舎料(以下「入学検定料等」という。)の免除を受けること	舎料(以下「入学検定料等」という。)の免除を受けること
ができる者は、次の各号(平成28年台風第10号に係るものに	ができる者は、次の各号(平成28年台風第10号 <u>又は令和元年</u>
あっては、第2号を除く。) のいずれかの被害を受けた者と	<u>台風第19号</u> に係るものにあっては、第2号を除く。)のいず
する。	れかの被害を受けた者とする。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
4 入学検定料等の免除を受けようとする者(次項において「	4 入学検定料等の免除を受けようとする者(次項において「
申請者」という。)は、別に定める様式による入学検定料免	申請者」という。)は、別に定める様式による入学検定料免
除申請書、入学料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下	除申請書、入学料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下
「申請書」という。)に前項各号(平成28年台風第10号に係	「申請書」という。)に前項各号(平成28年台風第10号 <u>又は</u>
るものにあっては、第2号を除く。) のいずれかの被害を受	<u>令和元年台風第19号</u> に係るものにあっては、第2号を除く。
けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添え	)のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が
て、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定め	必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分
る期限までに校長に提出しなければならない。	に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければ
	ならない。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
5 [略]	5 [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

備考 改正部分は、下線の部分である。